行動13 「障害者雇用支援月間」「障害者週間」等でのＰＲを充実します。

障害者雇用支援月間（９月）、障害者週間（12月３日～９日）において、障害者の雇用促進についてのＰＲや、障害者理解に関する普及啓発を行っていきます。

また、その期間に、障害者雇用アートパネル展や、広報東京都、ポスター、車内つり広告等でＰＲしていきます。

【東京しごと財団　障害者雇用アートパネル展】



（東京都、東京しごと財団）

行動13を具体化する事業

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
13-1　障害者雇用支援月間（9月）における情報発信関係事業 企業・都民の皆様に向けて、障害者雇用の機運醸成と障害者雇用支援のためシンポジウム等普及啓発事業を実施する。	パネル展示 9/1～9/30 障害者雇用に積極的に取り組む企業や、働く障害者の就業の様子をパネルで紹介	パネル展示 9/1～9/30 障害者雇用に積極的に取り組む企業や、働く障害者の就業の様子をパネルで紹介	パネル展示 9/1～9/30 障害者雇用に積極的に取り組む企業や、働く障害者の就業の様子をパネルで紹介	パネル展示を9月に予定	【事業所管】 東京都 東京しごと財団
13-2　障害者週間におけるPRの実施 障害者週間中の機会を捉えて、都民に対し、広く障害者についての理解を促進し、普及啓発等を実施する。	広く障害者理解に関する普及啓発を行った。 ・障害者週間記念の集い「ふれあいフェスティバル」 ・障害者の法律（福祉）特別電話相談 ・啓発ポスターの掲示	広く障害者理解に関する普及啓発を行った。 ・障害者週間記念の集い「ふれあいフェスティバル」 ・障害者の法律（福祉）特別電話相談 ・啓発ポスターの掲示	広く障害者理解に関する普及啓発を行った。 ・障害者週間記念の集い「ふれあいフェスティバル」 ・障害者の法律（福祉）特別電話相談 ・啓発ポスターの掲示	障害者週間中の機会を捉えて、都民に対し、広く障害者についての理解を促進し、普及啓発等を図っていく。	【事業所管】 東京都

行動14 障害者雇用好事例や職場で配慮すべき事項を紹介します。

これまでも関係機関等により、障害者雇用好事例集を発行してきましたが、それをさらに充実していきます。

また、障害者雇用に当たっての留意点のほか、雇用支援制度や地域の関係機関を紹介する「障害者雇用促進ハンドブック」を広く配布していきます。

これらを通して、障害特性や就労上配慮すべき事項、地域の就労支援機関の支援状況などを紹介し、企業が障害者雇用にさらに積極的に取り組めるよう支援していきます。



【主な内容】

○障害者の雇用状況
○障害者に関する法律
○障害者を雇用する際の配慮事項
○障害者雇用に関する制度等
○障害者雇用に関する制度を活用した事例
○障害者を支援する様々な機関

（東京都）

行動14を具体化する事業

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
14-1　学校ＰＲ～企業向けDVDの作成の推進 各企業の障害者雇用に対する理解啓発や企業開拓時のプレゼンテーションに活用するため、卒業生の就労先での活躍の様子等を盛り込んだＤＶＤを作成し活用する。	各校の進路担当者の企業開拓ツールとして活用し、各企業の特別支援学校に対する理解や障害者雇用の理解の促進を図ることができた。	就労先の企業と協力し、卒業生の就労先での活躍の様子等を盛り込んだＤＶＤを更新した。 各校の進路担当者の企業開拓ツールとして活用し、各企業の特別支援学校に対する理解や障害者雇用の理解の促進を図ることができた。	就労先の企業と協力し、企業向けＤＶＤの作成。 各校の進路担当者の企業開拓ツールとして活用し、各企業の特別支援学校に対する理解や障害者雇用の理解の促進を図ることができた。	各校の進路担当者の企業開拓のツールとして活用する。 東京都教育委員会の企業開拓のツールとして活用する。	【事業所管】 東京都 教育委員会
14-2　障害者雇用促進ハンドブックの作成・配布 障害者雇用に当たっての留意点の他、雇用支援制度や地域の関係機関を紹介する「障害者雇用促進ハンドブック」を作成し、関係機関等に広く配布する。	30000部作成	30000部作成	30000部作成	30000部作成し、関係機関等に配布することで、障害者雇用の促進を図る。	【事業所管】 東京都
14-3　障害者雇用の特色ある優れた取組を行う企業の表彰 【要件】 ①基本要件：当該年度及び過去１年間の法定雇用率の達成、過去3年間労働関係法令違反無し等 ②必須要件：障害者雇用の特色ある取組の実施 【応募】公募方式 【選考方法】書類審査、訪問審査、選定委員会の開催 【表彰】5社程度表彰、表彰式の開催、受賞企業の取組事例集作成	○受賞企業数：6社	○受賞企業数：５社	○受賞企業数：５社	事業の周知を図り、企業を公募する。書類審査、訪問審査、選定委員会を開催して、5社程度受賞企業を選定する。表彰式にて受賞企業の知事表彰を行う。受賞企業の障害者雇用の取組について、事例集を作成して、広く普及啓発を図る。	【事業所管】 東京都

視点７ 中小企業の障害者雇用をサポート

行動15 中小企業に対し雇用ノウハウ等を提供します。

中小企業団体をはじめとする関係機関と密接に連携しながら、中小企業への雇用支援策を推進し、中小企業における雇用促進を図っていきます。

○東京都中小企業団体中央会の取組

東京都中小企業団体中央会は、講習会をはじめ情報誌やパンフレット、ホームページ等を活用し、障害者雇用促進に向けた普及・啓発を図っていきます。

○東京ジョブコーチ支援事業等の推進

東京都独自の「東京ジョブコーチ」を養成し、初めて障害者を雇用する中小企業等に出向いて支援を行うなど、障害者の職場定着を図ります。

○障害者雇用就業総合推進事業の推進

東京しごと財団が、障害者雇用就業総合推進事業の一環として、企業合同実習面談会、企業向け普及啓発セミナー、障害者雇用企業見学会等を実施しており、それらを通じて、中小企業における障害者の雇用促進を図ります。

（東京しごと財団、東京都中小企業団体中央会）

行動15を具体化する事業

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
15-1　事業協同組合の活用による中小企業における障害者雇用創出に向けた取り組み	・（公財）東京しごと財団との共催による「中小企業経営者向け障害者雇用啓発セミナー」を開催し、中小企業における障害者雇用の創出を促進。 テーマ：「障害者雇用×企業経営」、「中小企業における障害者雇用の実例」（出席者５３名）	・（公財）東京しごと財団との共催による「中小企業経営者向け障害者雇用啓発セミナー」を２回開催し、中小企業における障害者雇用の創出を促進。 1回目テーマ「障害者雇用を進める際におさえておきたいポイント」（出席者82名）、 ２回目テーマ「障害者雇用の実践～合理的配慮で目指す職場定着」（出席者90名））	・（公財）東京しごと財団との共催による「中小企業経営者向け障害者雇用啓発セミナー」を２回開催し、中小企業における障害者雇用の創出を促進。 1回目テーマ「精神障害者雇用のために必要な視点とポイント」（出席者95名）、 ２回目テーマ「精神障害者の職場定着～必要な支援とステップ～」（出席者96名）	・東京都障害者就労支援協議会構成機関と連携しながら、事業協同組合等を通じて中小企業における障害者雇用の理解促進及び関係法令、各種障害者支援施策の周知を図る。 ・（公財）東京しごと財団との共催による「中小企業経営者向け障害者雇用啓発セミナー」を開催する。	【事業所管】 東京都中小企業団体中央会
15-2　東京ジョブコーチ支援事業の推進　【再掲】 都独自の東京ジョブコーチを養成し、職場定着を支援する。	○東京ジョブコーチ数 ：77名 （令和５年度末時点） ○支援件数：847件 ○稼働延日数：5,549日	○東京ジョブコーチ数 ：81名 （令和6年度末時点） ○支援件数：942件 ○稼働延日数：5,757日	○東京ジョブコーチ数 ：77名 （令和７年度末時点） ○支援件数：950件 ○稼働延日数：5,795日	○東京ジョブコーチ 規模：77名 ・支援目標：1000件	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
15-3　障害者雇用就業総合推進事業の推進　【再掲】 職業訓練から雇用就業に結びつけるコーディネート機能を駆使して、関係機関と連携し、企業合同説明会や相談会、普及啓発セミナーなど障害者の一般就労に受けた事業を実施する。	⑴就労支援機関との意見交換会　年１回 ⑵普及啓発セミナー（企業向け）　年2回 ⑶特例子会社セミナー　年1回 ⑷就業総合相談会　年6回 ⑸保護者向けセミナー　年2回 ⑹医療機関向けセミナー　年1回 ⑺職場体験実習への保険料補助　年2,351件 ⑻職場体験実習面談会　年8回 ⑼職場体験実習ミニ面談会　年4回 ⑽職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業　25件 ⑾障害者就活セミナー　年8回 ⑿障害者雇用実務講座　年6回 ⒀企業見学支援事業　年387件 ⒁障害者雇用ナビゲート事業　新規 年65社 ⒂大学等と連携したセミナー　年2回 ⒃障害者雇用就業サポートデスクによる情報提供　他	⑴就労支援機関との意見交換会　年1回 ⑵普及啓発セミナー（企業向け）　年2回 ⑶特例子会社セミナー　年1回 ⑷就業総合相談会　年4回 ⑸保護者向けセミナー　年2回 ⑹医療機関向けセミナー　年1回 ⑺職場体験実習への保険料補助　年2,413件 ⑻職場体験実習面談会　年8回 ⑼職場体験実習ミニ面談会　年4回 ⑽職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業　33件 ⑾障害者就活セミナー　年9回 ⑿障害者雇用実務講座　年6回 ⒀企業見学支援事業　年416件 ⒁障害者雇用ナビゲート事業　新規 年65社 ⒂大学等と連携したセミナー　年2回 ⒃障害者雇用就業サポートデスクによる情報提供　他	⑴就労支援機関との意見交換会　年1回 ⑵普及啓発セミナー（企業向け）　年2回 ⑶特例子会社セミナー　年1回 ⑷就業総合相談会　年5回 ⑸保護者向けセミナー　年2回 ⑹医療機関向けセミナー　年1回 ⑺職場体験実習への保険料補助　年2，395件 ⑻職場体験実習面談会　年8回 ⑼職場体験実習ミニ面談会　年4回 ⑽職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業　16件 ⑾障害者就活セミナー　年9回 ⑿障害者雇用実務講座　年6回 ⒀企業見学支援事業　年342件 ⒁障害者雇用ナビゲート事業　新規 年65社 ⒂大学等と連携したセミナー　年2回 ⒃障害者雇用就業サポートデスクによる情報提供　他	⑴就労支援機関との意見交換会　年2回 ⑵普及啓発セミナー（企業向け）　年３回 ⑶特例子会社セミナー　年1回 ⑷就業総合相談会　年5回 ⑸保護者向けセミナー　年2回 ⑹医療機関向けセミナー　年1回 ⑺職場体験実習への保険料補助　年2,000件 ⑻職場体験実習面談会　年8回 ⑼職場体験実習ミニ面談会　年4回 ⑽職場体験実習受入れ企業に対する助成金支給事業　75件 ⑾障害者就活セミナー　年8回 ⑿障害者雇用実務講座　年6回 ⒀企業見学支援事業　年240件 ⒁障害者雇用ナビゲート事業　新規 年70社 ⒂大学等と連携したセミナー　年2回 ⒃障害者雇用就業サポートデスクによる情報提供 ⒄中小企業と就労支援機関の交流会　年2回 他	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
15-4　中小企業障害者雇用応援連携事業 東京都、東京しごと財団、国（東京労働局・ハローワーク）、都内障害者就労支援機関が連携し、企業支援連絡会を開催のうえ、都内障害者就労支援機関に配置した障害者雇用支援員により、障害者雇用を進めていく必要のある中小企業を個別訪問、企業ニーズに応じた情報提供支援メニューの提案等を行う。	○雇用支援連絡会の開催（年3回） ○障害者雇用支援員による支援対象企業年間　696社 延べ訪問件数 1,327件	○雇用支援連絡会の開催（年3回） ○障害者雇用支援員による支援対象企業年間　764社 延べ訪問件数1,437件	○雇用支援連絡会の開催（年3回） ○障害者雇用支援員による支援対象企業年間　769社 延べ訪問件数1,501件	○雇用支援連絡会の開催（年3回） ○障害者雇用支援員による目標延べ訪問件数　1,350件	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
15-5　職場内障害者サポーター事業 企業における自立的な障害者支援を推進するため、企業の人事担当者や障害者と共に働く社員に対し、障害者支援のノウハウを学べる養成講座を実施する。講座修了者が職場内障害者サポーターとして６か月間の障害者支援を行うとともに、フォローアップ研修を修了した場合、奨励金を支給する。 【支給額（1事業所当たり）】 中小企業：24万円 大企業・特例子会社：12万円	養成講座 受講者数546人	養成講座 受講者数560人	養成講座 受講者数565人	養成講座 受講者数500人	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団

行動16 中小企業の雇用に向けた取組を促進します。

国の助成制度に加え都独自の賃金助成を行い、中小企業における障害者の雇用促進定着を図ります。

また、障害者を多数雇用している企業の登録を募り、ホームページでの紹介等により、その取組を東京都が広く周知することで、中小企業における障害者雇用の取組を進めていきます。

（東京労働局、東京都）

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
16-1　中小企業障害者雇用支援助成事業 国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コースまたは発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）受給満了後、中小企業に対して、最大3年間の賃金助成を行う（就業場所が都内、「特開金」満了後も引き続き雇用継続が条件。） 【助成内容】 ・重度障害者等一人当たり月額６万円 ・重度障害者等以外一人当たり月額3万６千円	支給決定件数：590件	支給決定件数：488件	支給決定件数：401件	○中小企業事業主に制度を周知し、本助成金の活用を促進することで、障害者の職場定着を図る。	【事業所管】 東京都
16-2　障害者安定雇用奨励事業 障害者や難病患者の安定雇用と処遇改善に取り組む事業主に対して、奨励金を支給する。 障害者等を正規雇用や無期雇用で採用した場合に支給する「雇入れ奨励金」、有期雇用から、正規雇用や無期雇用に転換した場合に支給する「転換奨励金」の2種類がある。 【支給金額】 障害者等一人あたり150万円（大企業は100万円） 上記に加え、精神障害者を雇入れ又は転換した場合は30万円加算	支給決定件数：308件	支給決定件数：320件	支給決定件数：309件	○都内企業やハローワーク、障害者就労支援機関等に対し、事業の積極的な周知を行い、利用促進を図る。 ○事業主向け説明会や車両広告等を行い、要件の変更点を中心に周知を行う。	【事業所管】 東京都
16-3　難病・がん患者就業支援奨励事業 難病やがん患者の治療と仕事の両立に向けて積極的に取り組む事業主に対して、奨励金を支給する。 難病やがん患者を、治療と仕事の両立に配慮して、新たに雇入れ、就業継続に必要な支援を行う事業主に支給する「採用奨励金」と難病やがんの発症等により休職した労働者を、治療と仕事の両立に配慮して復職させ、就業継続に必要な支援を行う中小企業事業主に支給する「雇用継続助成金」の２種類がある。 【支給金額】 ・週所定労働時間20時間以上：70万円/人 ・週所定労働時間10時間以上20時間未満：45万円/人 上記に併せて、治療と仕事の両立に配慮した制度導入で、最大30万円を加算	支給決定件数：83件 ・採用奨励金　　23件 ・雇用継続助成金 60件	支給決定件数：105件 ・採用奨励金　　31件 ・雇用継続助成金 74件	支給決定件数：84件 ・採用奨励金　　25件 ・雇用継続助成金 59件	○都内企業やハローワーク、障害者就労支援機関等に対し、積極的に事業の周知を行い、利用促進を図る。 ○事業主向け説明会や車両広告等を行い、要件の変更点を中心に周知を行う。	【事業所管】 東京都

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
16-4　障害者雇用の特色ある優れた取組を行う企業の表彰【再掲】 【要件】 ①基本要件：当該年度及び過去１年間の法定雇用率の達成、過去3年間労働関係法令違反無し等 ②必須要件：障害者雇用の特色ある取組の実施 【応募】公募方式 【選考方法】書類審査、訪問審査、選定委員会の開催 【表彰】5社程度表彰、表彰式の開催、受賞企業の取組事例集作成	○受賞企業数：6社	○受賞企業数：５社	○受賞企業数：5社	事業の周知を図り、企業を公募する。書類審査、訪問審査、選定委員会を開催して、5社程度受賞企業を選定する。表彰式にて受賞企業の知事表彰を行う。受賞企業の障害者雇用の取組について、事例集を作成して、広く普及啓発を図る。	【事業所管】 東京都
16-5　中小企業障害者雇用スタート支援奨励事業 　障害者を１人も雇っていない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に、受入れ初期段階の体制整備に係る費用に対して助成するため奨励金を支給する。 【支給金額】 ・週所定労働時間20時間以上30時間未満：60万円/人 ・週所定労働時間30時間以上：90万円/人 ※重度、45歳以上又は精神の場合で、週所定労働時間が10時間～20時間未満のときは30万円を支給し、20時間以上のときは週所定労働時間に応じ上記の支給額に30万円を加算。			支給決定件数：1件	○都内企業やハローワーク、障害者就労支援機関等に対し、事業の積極的な周知を行い、利用促進を図る。 ○事業主向け説明会や車両広告等を行う。	【事業所管】 東京都
16-6　特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の活用 身体・知的障害者　2年　120万円 重度又は45歳以上の身体・知的障害者、精神障害者 3年　240万円 短時間労働者　2年　80万円 ※支給金額は、中小企業事業主	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局ＨＰに掲出 支給決定件数:　12,867件	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局ＨＰに掲出 支給決定件数:　12,534件	労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局ＨＰに掲出 支給決定件数:　11,158件	企業向けの各種雇用支援セミナー、ハローワーク窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨をするほか、関係機関等への周知を含め、あらゆる機会を通じて制度の周知を徹底する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
16-7　トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）の活用 　障害者を一定期間雇用することで適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進し障害者の雇用を創出する。 　障害者トライアル雇用の場合：精神障害者：月８万円×３か月＋月４万円×３か月）（精神障害者以外：月4万円×３か月）、障害者短時間トライアル雇用の場合：月最大４万円×１２か月	支給決定件数：障害者トライアルコース734件、障害者短時間トライアルコース10件 労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局ＨＰに掲出	支給決定件数：障害者トライアルコース827件、障害者短時間トライアルコース16件 労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局ＨＰに掲出	支給決定件数：障害者トライアルコース814件、障害者短時間トライアルコース26件 労働局・ハローワークが実施する雇用支援セミナー、職業紹介窓口及び雇用率達成指導時等において周知、利用勧奨を実施するほか労働局ＨＰに掲出	事業主に周知し、活用を促すことで障害者雇用の促進を図る。特に、中小企業事業主に対しては、助成金額及び助成機関が拡充されていることを周知し活用を促す。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局

視点８ 法定雇用率達成を目指す

行動17 企業等への法定雇用率達成に向けた指導・支援を強化します。

○指導基準に基づいた厳正な指導

東京における企業指導が全国の障害者雇用に大きな影響を及ぼすことも踏まえながら、大企業に対する厳正な指導を徹底するとともに、中小企業にも重点を置いて、ハローワークの所長によるトップ指導など効果的な指導を展開していきます。

○企業の雇用課題に応じた支援

業種や規模、雇用実績の有無等を踏まえ、個々の企業が抱える課題に応じて具体的な取組みを提案しながら、効果的な支援を行っていきます。

また、企業の雇用好事例を紹介するセミナーや企業の見学会、就職面接会・ミニ面接会などを開催し、障害者に対する理解を促進し、直接出会える機会を提供します。

○公的機関に対する指導

法定雇用率未達成の公的機関に対して、速やかに雇用率を達成するよう指導を強化します。

（東京労働局）

行動17を具体化する事業

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
17-1　基準に基づいた指導 大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業にも重点をおいて、指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導を展開する。	指導件数：29,485件 企業名公表：0社	指導件数：30,314件 企業名公表：0社	指導件数：30,640件 企業名公表：0社	大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業にも重点を置いて、指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導を展開する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局
17-2　企業の雇用課題に対応した支援 個々の企業が抱える課題・ニーズに対応した提案を行い、障害者の採用に向けた具体的な行動を起こせるよう支援を展開する。	大規模面接会：9回開催 参加企業数669社 就職件数395件 事業主向けセミナー： 42回開催　参加企業数 778社	大規模面接会：6回開催 参加企業数555社 就職件数352件 事業主向けセミナー： 31回開催　参加企業数 1,327社	大規模面接会：6回開催 参加企業数475社 就職件数260件 事業主向けセミナー： 84回開催　参加企業数 2,925社	雇用率達成指導を展開するに当たり、個々の企業が抱える課題・ニーズに合わせてセミナーや就職面接会等を開催する。 特に、障害者雇用の経験やノウハウが不足している中小企業に対して、ハローワークと支援機関との連携を強化し、障害者の雇入れ等の支援を促進する。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 東京労働局

視点９ 公的機関も雇用機会拡大へチャレンジ

行動18 都庁でのチャレンジ雇用を拡充します。

東京都は、障害者を 1,200.0人雇用しています。（雇用率 3.23%）

東京都教育委員会は、障害者を 993人雇用していますが、実雇用率は 1.67%（令和７年度法定雇用率 2.7%）と法定雇用率に達しておらず、引き続き雇用の拡充を進めていきます。（令和７年６月１日時点）

また、平成20年度から、知的障害者や精神障害者のチャレンジ雇用を実施しています。都庁において、知的障害者や精神障害者を短期間雇用し、その業務経験を踏まえて、一般企業への就職の実現を図ります。

東京都教育委員会においては、知的障害者・精神障害者の就労促進を図るため平成24年度から東京都教育委員会版チャレンジ雇用を実施しており、令和４年度から身体障害者を対象に加えています。

今後、都庁において、チャレンジ雇用のこれまでの実施状況を踏まえ、さらなる充実に取り組んでいくとともに、都内の区市町村等でもチャレンジ雇用を促進していきます。

【「東京チャレンジオフィス」チャレンジ雇用就労員（会計年度任用職員）の声】

〇私たちは、障害者就労支援協議会の仕事に携わらせていただきました。普段は関わることがない仕事だったので、一般就労に向けて、良い経験になりました。

協議会では、会場の設営、資料の準備、参加者の受付、資料のお渡しなどの仕事を行いました。各支援機関の方が来場され、お名前をお伺いし、リストの中から見つけるのが少し大変でしたが、間違いがないように気を付けて受付を行いました。とても緊張しましたが、良い緊張感で取り組めました。また、支援員さんや担当職員と一緒に、協力して同じ仕事を行うことで、コミュニケーションの大切さを改めて確認できました。そして、指摘してくださったことや良い部分を認めてくださったことに感謝しています。今後仕事をしていく上で、この経験を活かしたいと思います。（令和２年度）

（東京都）

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の 取組と事業目標	担当
18-1　教育委員会の一般の雇用の拡充 障害者雇用の拡充に向けた方策について検討を進める。	965.5名 (R5.6.1現在)	985.5名 (R6.6.1現在)	993名 (R7.6.1現在)	知的障害者、精神障害者、身体障害者を対象に、会計年度任用職員として採用する教育委員会版チャレンジ雇用を実施するとともに、同じく会計年度任用職員である教育事務サポーターやスクール・チャレンジド・スタッフを教育庁や都立学校等で雇用する取組を行う。また、教育事務サポーターやスクール・チャレンジド・スタッフにおいては、会計年度任用職員から常勤職員へのステップアップ採用を実施する。	【事業所管】 東京都 教育委員会
18-2　チャレンジ雇用の拡充 H20年度より事業開始 知的障害者・精神障害者を臨時職員として短期雇用。 H28年度より 都庁内に「東京チャレンジオフィス」を開設。 知的障害者・精神障害者を会計年度任用職員として雇用。 【期間】1年間 （福祉局は2回まで更新可） 【人数】31人 この他、短期実習生の受入を実施する。	会計年度任用職員 福祉保健局15名 産業労働局　2名 （年度途中から雇用した者を含む。）	会計年度任用職員 福祉局13名 産業労働局　2名 （年度途中から雇用した者を含む。）	会計年度任用職員 福祉局11名 産業労働局　2名 （年度途中から雇用した者を含む。）	会計年度任用職員 福祉局29名 産業労働局 2名 （年度途中から雇用する者を含む。）	【事業所管】 東京都
18-3　東京都教育委員会版チャレンジ雇用の拡充 知的障害者・精神障害者・身体障害者※を会計年度任用職員として雇用する。 【期 間】1年以内（2回まで更新可能） ※令和４年度から身体障害者を対象に追加	57名雇用 （年度途中から雇用した者を含む。）	50名雇用 （年度途中から雇用した者を含む。）	51名雇用 （年度途中から雇用した者を含む。）	知的障害者・精神障害者の就労促進を図るため平成24年度から実施しており、令和４年度から身体障害者をチャレンジ雇用の対象に加えている。引き続き、取組を推進し雇用の拡充を進めていく。また、採用拡大に向けた募集・広報の強化、採用選考の改善及びチャレンジ雇用の活用による都立学校等での学校業務支援の促進に取り組むほか、チャレンジ雇用において短時間勤務の導入による勤務時間の多様化等の取組を推進し、更なる雇用の拡充を進めていく。	【事業所管】 東京都 教育委員会

視点10 「働きたい」と「雇いたい」をマッチング

行動19 「キャリア形成シート（個別移行支援計画を含む）」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。

特別支援学校が策定する「個別移行支援計画」を、在学中の早い時期から、区市町村障害者就労支援センターや障害者就業・生活支援センター等の地域の就労支援機関と情報共有し、一人ひとりのニーズに応じた継続的支援を実施していきます。

また、地域の就労支援機関は、個別移行支援計画を引き継いで、マッチングの支援ツール（キャリア形成シート）を作成し、訓練利用、就職、離職、再就職の各ステージで、十分な情報を盛り込み、本人の主体性に配慮しつつ、企業等に引き継いでいきます。

そして、キャリアカウンセリングの実施のもと、本人の就労の目標や希望、キャリア形成上の課題が、就職や就労の継続に活かされるよう工夫していきます。

（就労支援機関、東京都教育委員会、東京都）

行動19を具体化する事業

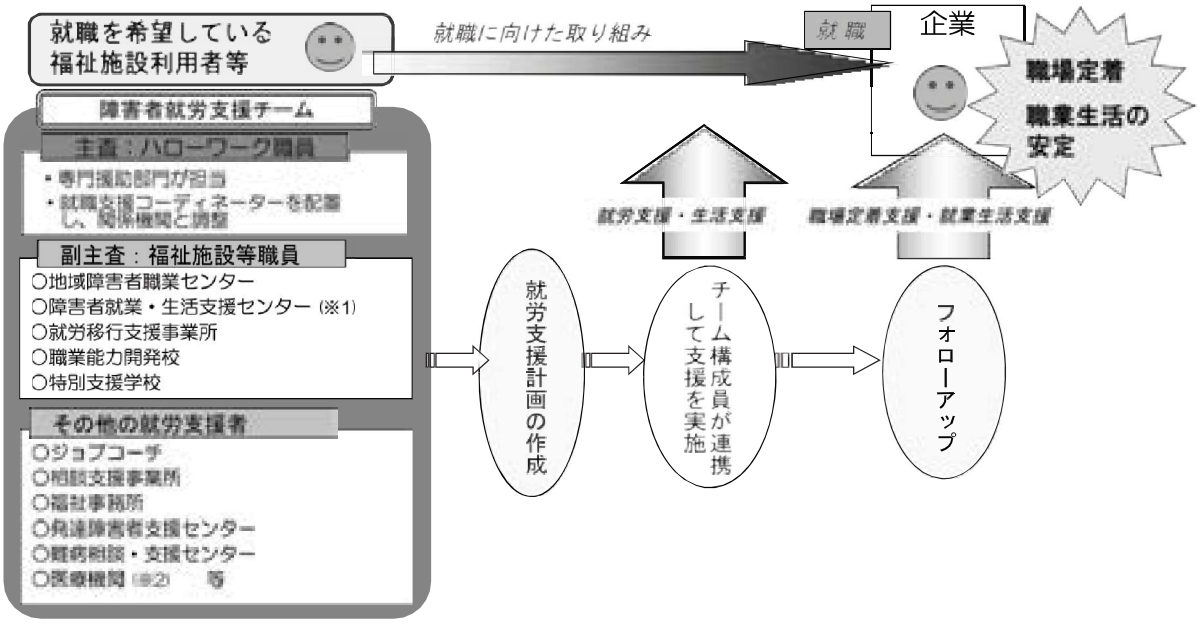
事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
19-1　個別移行支援計画の引継ぎ 特別支援学校在学中の早い時期から、地域の就労支援機関と情報共有し、生徒一人一人のニーズに応じた継続的支援な進路指導、就労支援を実施する。	・「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」講習会を開催し、公立学校の教員に作成の意義や活用の在り方等を周知した。 ・全都立特別支援学校において、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を作成し、児童・生徒一人一人のニーズに応じて、家庭や医療、福祉等の関係機関が連携した支援を実施した。 ・全都立特別支援学校高等部設置校において、一人一人のニーズに応じた個別移行支援計画を作成し、区市町村障害者就労支援センター等との情報を共有し、実習先・就労先での職業指導や職場定着指導が円滑に進むよう支援を図った。	・「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」講習会を開催し、公立学校の教員に作成の意義や活用の在り方等を周知した。 ・全都立特別支援学校において、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を作成し、児童・生徒一人一人のニーズに応じて、家庭や医療、福祉等の関係機関が連携した支援を実施した。 ・全都立特別支援学校高等部設置校において、一人一人のニーズに応じた個別移行支援計画を作成し、区市町村障害者就労支援センター等との情報を共有し、実習先・就労先での職業指導や職場定着指導が円滑に進むよう支援を図った。	・「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」講習会を開催し、公立学校の教員に作成の意義や活用の在り方等を周知した。 ・全都立特別支援学校において、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を作成し、児童・生徒一人一人のニーズに応じて、家庭や医療、福祉等の関係機関が連携した支援を実施した。 ・全都立特別支援学校高等部設置校において、一人一人のニーズに応じた個別移行支援計画を作成し、区市町村障害者就労支援センター等との情報を共有し、実習先・就労先での職業指導や職場定着指導が円滑に進むよう支援を図った。	・都立特別支援学校において、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別移行支援計画を活用し、進路指導主任を中心として組織的に区市町村障害者就労支援センターや他の福祉、医療、保健、労働等の機関との情報を共有する。 ・産業現場等での実習の成果を、個別移行支援計画に反映させ就労先での職場定着指導等の充実を図る。	【事業所管】 東京都 教育委員会 【実施主体】 特別支援学校 就労支援機関

行動20 就労支援機関等と企業が顔の見える関係を構築します。

ハローワークと福祉施設が顔の見える連携を行い、障害者の情報、企業の情報を共有し、障害者本人の希望や力量、適性に配慮したマッチングを行います。

就労支援機関が就労支援ネットワークを活用し、企業や福祉施設の見学会などの交流を実施するほか、区市町村障害者就労支援センターに配置された地域開拓促進コーディネーターが地域の企業へのアプローチを行うこと等により、企業と福祉施設が相互に理解を深めていきます。

ハローワークを中心とした「チーム支援」



（※1）可能な限り、障害者就業・生活支援センターがチームに参加し、生活面の支援を継続的に実施。
（※2）支援対象者が医療機関を利用している場合は、医療機関に対してチームへの参加を積極的に依頼。

（ハローワーク、福祉施設、就労支援機関）

事業名・事業内容	令和５年度実績	令和６年度実績	令和７年度実績	令和８年度の取組と事業目標	担当
20-1　ハローワークを中心としたチーム支援の実施 ハローワークが地域の福祉施設や支援機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職の準備段階から就職後の定着まで一貫した支援を行う。	地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を実施し、就職の促進を図った。 チーム支援就職件数：2,670件	地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を実施し、就職の促進を図った。 チーム支援就職件数：3,110件	地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を実施し、就職の促進を図った。 チーム支援就職件数：3,646件	地域の関係機関との連携を強化し、個々の障害者に対しハローワークを中心としたチーム支援を実施し、就職の促進を図る。	【事業所管】 東京労働局 【実施主体】 ハローワーク 就労支援機関
20-2　地域開拓促進コーディネーターの設置促進 **【再掲】** 「区市町村障害者就労支援事業」において同コーディネーターの設置を進め、就労希望者の積極的な掘り起しを行うとともに、企業側に対する障害者雇用へのアプローチを行い、福祉的就労から一般就労という環境整備を進める。 【補助単価】 一所当たり2,806千円 （都1/2 補助）	４７区市町に設置	４７区市町に設置	４７区市町に設置	引き続き設置を促進する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 区市町村
20-3　TOKYO障害者マッチング応援フェスタの実施 東京労働局や東京しごと財団と連携して、障害者を対象に障害者就職面接会や職場体験実習面談会を実施する。また、業界団体とも連携し、講演やパネルディスカッションなどの普及啓発イベントも開催し障害者の就職準備度向上や障害者雇用に係る理解を促進する。	障害者を対象にした障害者就職面接会や職場体験実習面談会、普及イベント（講演やパネルディスカッション等）を実施した。 区部会場：令和6年2月1日（木） 多摩会場：令和6年2月16日（金）	障害者を対象にした障害者就職面接会や職場体験実習面談会、普及イベント（講演やパネルディスカッション等）を実施した。 区部会場：令和6年12月17日（火） 多摩会場：令和7年2月10日（火）	障害者を対象にした障害者就職面接会や職場体験実習面談会、普及イベント（講演やパネルディスカッション等）を実施した。 区部会場：令和８年2月10日（火）、１１日（水・祝） 多摩会場：令和８年2月２７日（金）	障害者を対象に障害者就職面接会や職場体験実習面談会を実施することで障害者雇用を促進する。併せて講演やパネルディスカッションなどの普及啓発イベントも実施することで、障害者の就職準備性の向上のほか、障害者雇用を検討している企業等の障害者雇用の取組みを促進させる。	【事業所管】 東京都 東京労働局 東京しごと財団